女川町と行政手続に関する包括連携協定を締結しました

本会は、５月８日に女川町と行政手続に関する包括連携協定を締結しました。

東日本大震災から文字どおり蘇生した女川町との協定締結は、当事者として大震災に向き合う姿勢を双方が共有した証として結実したといえます。

須田善明女川町長からは「先の大震災によってほぼ全員の町民が被災した経緯から、今回の連携は大きなお力添えにつながり、行政書士会はその最適者である。」との御言葉をいただました。本会の佐々木会長は「行政手続きと連携業務との親和性及び行政、市民、本会の『三方良し』の関係構築」についての思いをお伝えし、認識の共有が図られました。

本会と県内の自治体との協定締結の数は、８件に及びます。今後も「空き家問題」、「所有者不明土地」等をはじめとする地域の諸課題への支援・提案に関与するとともに、行政と生活者の「架け橋」として、行政書士会ならではの質の高い社会貢献に取り組んでまいります。